

令和 7 年度 学校いじめ防止基本方針

小 4 1 千葉市立稲毛第二小学校

◇千葉市の教育

- 千葉市教育施策の基調 「人間尊重の教育」
- 千葉市学校教育推進計画
目指す子どもの姿：「夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子ども」
教 育 目 標：「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ」

◇学校教育目標

心身ともに調和のとれた、たくましい子供の育成
やさしい子 かしこい子 たくましい子

◇生徒指導の重点目標

- ①月別生活目標の達成を図ることで、基本的な生活習慣（挨拶、廊下歩行、時間のけじめ、整理整頓）を身に付ける。
- ②各教科では児童相互の教え合い助け合いの場を設けるとともに、道徳指導を通して道徳的实践力を育てるよう心がける。
- ③特別活動（学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事）を通して、望ましい集団活動ができるように、計画・運営する。

◇本校のいじめ問題の課題

- いじめの指導として、事実関係把握、信頼関係づくり、いじめた側に対する指導、いじめられた側に対する支援、いじめのない学級づくり等、具体的な指導方法について実践的な研修を行う。
- 児童理解を深めるとともに、いじめの早期発見に努め、家庭や地域、あるいは関係機関との迅速な連携を図る。

1 基本理念等について

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

＜いじめ防止対策推進法 第二条より＞

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

＜いじめの防止等のための基本的な方針より＞

(3) 学校及び学校の教職員の責務

稲毛第二小学校の教職員は、基本理念にのっとり、稲毛第二小学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、稲毛第二小学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策について

(1) 組織について

①名称 「いじめ問題対策委員会」

②役割

＜未然防止＞

ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

＜早期発見・事案対処＞

イ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

ウ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときに緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、関係児童への聴取やアンケート調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ 指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

＜学校基本方針に基づく各種取組＞

カ 学校基本方針に基づく取組の実施及び具体的な年間計画の作成や取組の実行、検証、修正を行う役割

キ 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割

③定例会議

職員会議内で行う

④組織の構成について

ア 構成員……校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校評議員、育成委員会委員

イ 相談・通報窓口…教頭、生徒指導・教育相談主任

(2) いじめの未然防止について

①「わかる授業」を推進し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を学校の教育活動全体を通じて養う。

②障害（発達障害を含む）について、適切に理解したうえで児童に対する指導・支援にあたる。

- ③地域、家庭と一体となって取組を推進するため普及啓発活動に努め、いじめの問題への取組の重要性について認識を広める。
- ④児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すため、「人権作文」「いじめ防止キャンペーン」等を実施する。

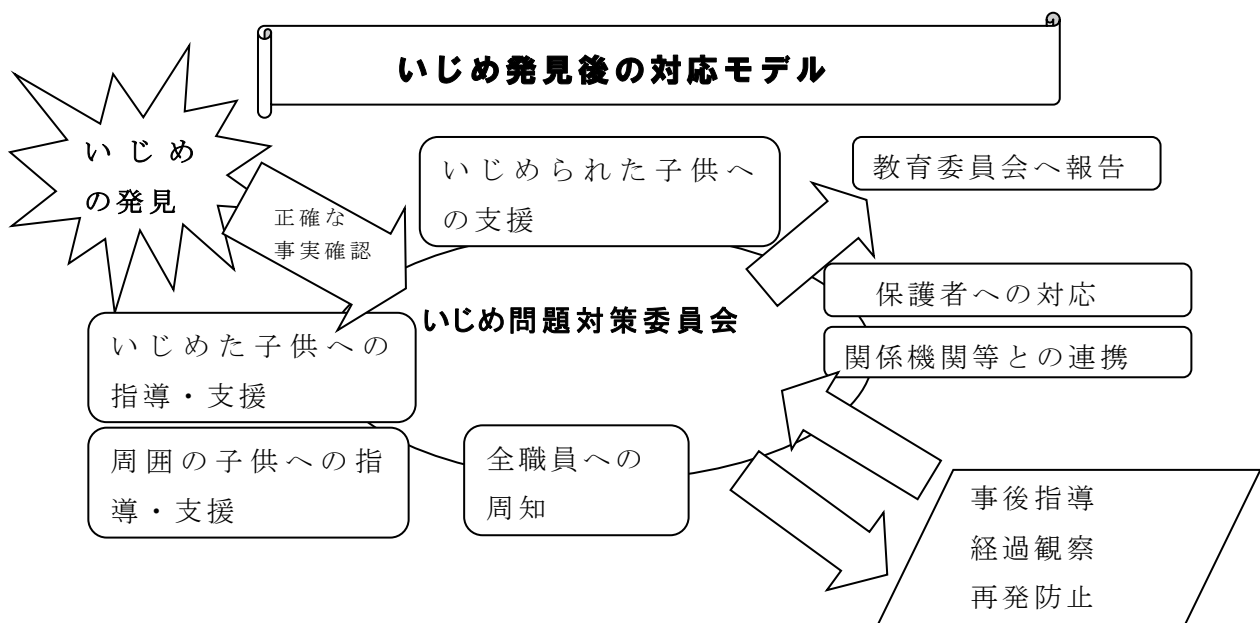
（３）いじめの早期発見について

- ①日常の学級経営の充実を図るとともに、児童の観察・見守り等を丁寧に行い、その情報を教職員間で共有する。
- ②いじめの早期発見のため、児童対象アンケート（年２回）、ふり返りカード（年９回）、保護者対象アンケート（年１回）、教育相談週間（年２回）を実施する。
- ③職員研修の実施を研修計画に位置付け、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。
- ④インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対応できるよう、必要な啓発活動や情報モラル研修を行う（対象：児童、保護者、教職員）。

（４）いじめの相談・通報について

- ①担任を主体とした、日常的な相談を実施する。
- ②いじめ相談・通報窓口として、教頭、生徒指導・教育相談主任が原則として対応し、児童、保護者、地域住民に周知する。
- ③養護教諭、スクールカウンセラー等も積極的に相談に応じる。

（５）いじめを認知した場合の対応について



- ①いじめに係る情報を把握した場合は、特定の教職員が一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ問題対策委員会に報告し、正確な事実確認を行う（「いじめ問題対策委員会」を中核に組織で対応）。また、教育委員会に報告を行う。
- ②いじめの事実が確認された場合は、まず、いじめをやめさせる。また、その再発を防止するため、いじめを受けた児童、保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導・支援とその保護者への助言を継続的に行う。また、周囲の子供への指導・支援も行う。
- ③安心して教育を受けるため必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、学習が受けられる手立てを講じる。
- ④犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄の青少年サポートセンター、警察署等と連携して対処する。
- ⑤いじめが「解消している」状態に至った場合でも、継続的に経過観察を行い、再発防止に努めるとともに、保護者には事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。
- ⑥なお、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、ほかの事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ問題対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童やいじめを行った児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

3 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
- ②いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

※重大事態の疑いが生じた時点で、調査の実施に向けて動き出すことが求められています。(令和6年8月改定「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」より)

(2) 対処の方法

- ①重大事案が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
 - ②教育委員会と協議のうえ、当該事態に対処する組織を設置する。校内組織は、「いじめ問題対策委員会」に、専門家や第三者を加え、公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織になるよう努める。
- ※ここでの「専門家」とは、法律、医療、教育、心理、福祉などの専門的知識及び経験を有する者。また、「第三者」とは当該事態の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ④上記調査結果は、いじめを受けた関係児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
 - ⑤教育委員会へ報告をする。
 - ⑥調査結果を踏まえて再発防止の対策を講じる。

(3) 調査の目的

当該自体の事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該自体への対処や、同種の事態の発生防止を図るものである。

(4) 調査の機関について

- ① 教育委員会と協議のうえ、学校又は教育委員会が調査の主体になる。
- ② 教育委員会の判断により教育委員会の附属機関が調査をする場合がある。
- ③ 教育委員会が市長に報告した後、市長の判断により市長の附属機関が再調査をする場合がある。

4 公表・点検・評価等について

(1) 公表

策定した「学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページで公開する。

（２）点検

「学校いじめ防止基本方針」の実施状況の自己点検の項目を決めて行う。

（３）評価

- ①点検の結果を踏まえて「学校いじめ防止基本方針」の改善に取り組む。必要に応じて「学校いじめ防止基本方針」の修正を行う。

（ＰＤＣＡサイクルの確立）

- ②いじめの有無やその件数のみを評価するのではなく、児童に寄り添っていかに解決できたかを評価する。